

令和4年門真市教育委員会第2回定例会

開催日時 令和4年2月22日（火） 午後1時30分

開催場所 本館2階 大会議室

議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 承認第1号 臨時代理による事務処理の承認について
(令和3年度教育費補正予算の見積り申出について)
- 日程第4 議案第2号 門真市立第四中学校区小中一貫校の学校種について
- 日程第5 議案第3号 門真市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の
施行に関する門真市教育委員会規則の制定について
- 日程第6 議案第4号 門真市立学校園職員の勤務時間に関する規則の一部改正に
ついて
- 日程第7 議案第5号 門真市立小学校及び中学校におけるきめ細かな指導が
できる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、
勤務条件等に関する条例施行規則の一部改正について
- 日程第8 議案第6号 門真市附属機関に関する条例の一部改正の申出について
- 日程第9 議案第7号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部改正の申出について
- 日程第10 議案第8号 令和3年度教育費補正予算の見積り申出について
- 日程第11 議案第9号 令和4年度教育費当初予算の見積り申出について
- 日程第12 諸報告

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第12まで

出席委員

教育長	久木元 秀平
教育長職務代理者	土川 好子
委員	高橋 元
委員	松宮 新吾
委員	澤田 京子

事務局出席職員

副教育長	邊田 憲
教育部長	鈴木 貴雄
教育部次長	中野 康宏
教育部教育総務課長	十河 大輔
教育部教育企画課長補佐	湯川 みずほ
教育部学校教育課長	高山 拓也
教育部学校教育課参事	川谷 直毅
教育部学校教育課参事 兼教育センター長	植原 宏仁
市民文化部生涯学習課長補佐	森井 康喜
こども部保育幼稚園課長	笹井 麻里子

久木元教育長 開会宣告 午後 2 時

日程第 1 会議録署名委員の指名

久木元教育長より 松宮 新吾 委員を指名

日程第 2 会期の決定

本日 1 日と決定

日程第 3 承認第 1 号 臨時代理による事務処理の承認について
(令和 3 年度教育費補正予算の見積り申出について)

説明者 十河教育総務課長

本件につきましては、教育委員会会議の議決を得たうえですべきところではありますが、緊急やむなく教育長が本事務を臨時に代理いたしました関係上、承認案件として上程しご承認をお願いいたします。

改正の内容でございますが、議案書 2 ページをご覧ください。

それでは、まず歳出のご説明をいたしますので、議案書 3 ページをご覧ください。款：教育費・項：小学校費・目：学校管理費 6,738万 4 千円の追加は、国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づく令和 3 年度補正予算第 1 号を活用し、沖小学校及び門真みらい小学校の照明をLED化するための実施設計及び工事に係る予算を計上いたしております。

続きまして、議案書 4 ページをご覧ください。款：教育費・項：中学校費・目：学校管理費 6,889万 6 千円の追加は、小学校と同様、国の補正予算を活用し、第五中学校及び門真はすはな中学校の照明をLED化するための実施設計及び工事に係る予算を計上いたしております。

次に、歳入についてであります。議案書 2 ページをご覧ください。款：国庫支出金・項：国庫補助金・目：教育費国庫補助金 4,587万 8 千円の追加は、先程申し上げました小・中学校 4 校のLED化の実施に係る学校施設環境改善交付金を計上いたしております。

続きまして、その下の款：市債・項：市債・目：教育債 9,020 万円の追加は、小学校施設整備事業及び中学校施設整備事業に充当するための学校教育施設等整備事業債を計上いたしております。

次に、5 ページをご覧ください。繰越明許費の追加でございます。款：教育費・項：小学校費・小学校施設整備事業 6,738万 4 千円、及び項：中学校費・中学校施設整備事業 6,889万 6 千円につきましては、それぞれ令和 4 年度に繰り越すものであります。

[全委員異議なく、承認]

日程第 4

議案第 2 号 門真市立第四中学校区小中一貫校の学校種について
説明者 湯川教育企画課長補佐

本件につきましては、第四中学校区に新たに整備する小中一貫校の学校種を決定するため、議案として提出したものでございます。

それでは、別冊の資料をご覧ください。ページをめくっていただいて 1 ページですが、現在、教育委員会では、「門真のめざす教育と学校づくり実施方針」を今後の方針として決定しており、これに基づき事業を進めております。

実施方針におきましては、門真のめざす教育を「人とのつながりの中で将来の自立をめざして自分の生き方を見つける教育」と位置づけまして、「人とのつながり」というキーワードのもとで、縦のつながり、横のつながり、将来の自分とのつながりという三つのつながりを大切にしていくこととしております。

また、めざす教育を実現するために必要となるこれからの学校づくりの視点として、その下に記載しております3つの方向性を位置づけております。

これらの基本的な考え方の下での具体的な方針として、今回の第四中学校区の再編の方向性について3つの方向性を記載しております。1つめが、脇田小学校と第四中学校の敷地に、脇田小学校・砂子小学校・第四中学校を統合した、施設一体型の小中一貫校（義務教育学校）を設置します。2つめが、市内で初めての施設一体型の小中一貫校（義務教育学校）として、門真のめざす教育を先導的に実践し、市内の他の学校へ発信するリーディング校をめざします。3つめが、施設一体型の小中一貫校（義務教育学校）の校舎として、令和7年の完成をめざします。という3つの方向性をお示ししております。

この中で、新しく整備する学校について、「施設一体型」ということは明記しておりますものの、小中一貫校の形態、学校種については、かっこ書きで義務教育学校の可能性をお示ししたのみで、明確に決定しておらず解釈の余地がある状況となっております。

また、時期につきましても、「校舎の完成を令和7年」と記載しているのみで、実際の開校時期については明確には示しておりません。一方で、現在、新しく建設する小中一貫校のコンセプトや施設の大枠などについて検討を進めており、今後、整備基本計画として取りまとめていく予定としておりますが、この施設整備に関する検討を進める中で、目標開校時期を明確にするとともに、学校種を定める必要がございますため、本日議案として提出いたしました。

続きまして、3ページに、小中一貫校の学校形態についての特徴を整理して、まとめております。左側の、小中一貫型小学校・中学校ですが、こちらも施設一体型の学校ではありますので、一つの建物であるという点では同じですが、6年間の小学校と3年間の中学校という別々の学校が、一つの建物の中で連携しているという形態となります。そのため、それぞれ別々の校長のもとで

の学校組織があり、現状と同じく、小学校と中学校が別々の教育課程を編成し、所属する教員も、小学校または中学校いずれかの教員免許を保有していればよいということになります。一方で、右側の義務教育学校につきましては、小学校の前期課程6年と中学校の後期課程の3年の全9年間の教育課程を一つの学校で行う形態となっており、一人の校長・一つの組織の中で学校運営を行っていくこととなります。

教員免許については、経過措置はありますが、原則として小・中両方の免許が必要となります。教育課程の特徴といたしましては、1つの学校で9年間の教育課程を行うことにより、9年間を見通した教育目標や、系統性・体系性のある教育課程の編成ができるということがございます。

また、その他の特徴といたしまして、独自教科の設定や、学年間の指導内容の自由度が高まるという点もございます。以上が、それぞれの形態の特徴となります。

次に、4ページに義務教育学校制度について概要をまとめております。義務教育学校は、そもそも、当初から国の制度として始まったものではなく、地方の市町村が、小中一貫教育をより推進するための学校運営形態として設置し始めたものでございます。その後特色ある取組が、全国へ広がる中で、平成27年の法整備へとつながったものでございます。

法におきましては、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う学校の種類として「義務教育学校」が位置づけられ、国公私いずれも設置可能とされております。また、目的といたしましては、「心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育について、基礎的なものから一貫して行うこと」とされております。

次のページの義務教育学校の現状でございますが、現在全国で138校が設置されており、大阪府内におきましても、すでに池田市のほそごう学園や守口市のさつき学園をはじめ多くの学校がございます。令和4年度以降も交野市や能勢町などで開校が予定されており、義務教育学校の設置が進んできている状況でございます。

また、資料には記載しておりませんが、新しい学校の開校時期につきましては、令和7年中に校舎を完成させたのち、翌年度当初にあたる令和8年4月を目途としております。

土川教育長職務代理者： 四中校区の統合に関しては、義務教育学校がいいのではないかと

と考えます。といいますのも、各校それぞれ事情を抱えておりまして、砂子小に関しては、生徒数が少なくなり各学年単学級であるということ、脇田小学校に関しては、老朽化が進んでいてこのままの状態では危険が伴うのではないかとということ。四中に関しても、各学年2クラス位になっていく状況にあるということから考えて、各学校が複数であった場合、少ない教員としか接触しないということで、もっと多くの大人と関わっていくことが必要であると思いますし、子どもの方から見ても生徒が少ないので、もっと多くの子どもとの関わりの中で小さな1年生から9年生位まで成長に合わせて関わっていくということが必要ではないかと思えます。

また、教師も今のままでいくと校務分掌等も各学校バラバラだと多くなりますし、教員の養成ということに関しても、小学校と中学校と違うかもしれませんが、そういう観点からもまとまっていくのがよいのではないかと思います。

そして、常々思っていることですが、文化というのは子どもがいてこそその文化だと思っており、今、門真市の全所帯の子どもがいる家庭というのが全所帯の三分の一位な状況です。

そして、高齢者は高齢者で、高齢者として今まではあまり学校に関わっていないような感じがするので、この前少し四中校区のスクールに参加した中で感じたことですが、高齢者の人も学校に引き込んでいくといっていますが、お客さんみたいな感じで、物を作ったり昔遊びをやってもらったり、そういう意見が出ていたのですが、そうではなく学校の一部のところに地域の人がいるスペースがあり、常に子どもの状況を見ているというような地域と学校が一体となったステーションみたいな感じになればいいと感じました。それは、子どものためでもあり、大人、高齢者のためでもあるのではないかと思います。今までは、そういった機会がなく子どものことを気にしていなかった方にとっても、そういうものを作っていただければいかなと思います。

以上のことを考えて小中の義務教育学校というかたちをお願いします。

久木元教育長： はい。ありがとうございます。他にご意見はございませんか。

澤田委員： 立場は違いますが、私も何年か前までは学校に携わっておりましたけれども、実はこの9年間を通しての教育形態というのは本当に理想だなというふうに思っておりました。あえていえば遅いくらいかなというような感覚です。なぜそうなのかというのは、これまで、小学校と中学校が一貫して教育を進めるということができそうでなかなかできなかったというところが一番大変だったところでした。

子どもたちを中心においた時には、その発達段階に応じて段階を経た教育課程、カリキュラムというのが必要ですが、どうしても校区内で小学校同士の中での違い、あるいは小学校中学校の文化の違いと申しますかそういったものがある中で、一つの一貫してやるということが非常に難しかったというのが、私が今までやってきたことの中で大変だったと思うところです。ですから、こういった形で9年間の教育目標を立てながら、子ども達に応じた段階を経た教育をするというのは、門真にとって、私はとてもいいことだと思います。地域の方もそうですし、今までは本当にお客さんのような感じであったところを、今度は地域の参加の仕方も変えながら、ある意味 Win-Win の関係と申しますか、学校にとってもメリットがあり、地域にとってもメリットがあるような、協同参画をできるようなかたちをまた新たに考えて地域の中に学校として、もしも生まれ変わっていけるのであれば、門真にとっては非常に大きな進歩になるのではないかと思います。ということですので、私たちの義務教育学校という形を取られるというのは、非常によいことなのではないかと考えます。

久木元教育長： はい。ありがとうございます。他にご意見はありませんか。

松宮委員： 私も義務教育学校というかたちでの再編というものを望んでおります。今日の資料の中で出されました、最初のページにあります門真の目指す教育キーワード「人とのつながり」、それを実現するために最も相応しい形態とは何かというような観点、それから学力向上を中心として今、教育施策を進めている門真市の中で、3ページ目の後ろにありますけれども、義務教育学校のその他の項目、独自教科の授業欄の学習指導要領の枠組の中で教育を実践していく訳ですけれども、その中においても、その枠をある程度外しながら、かつての教育特区的な発想でユニークな学力に特化

した地域の実状を反映したような取り組みがまだ出来るということもありますので、今後の門真市の再編統合の中の一つのマイルストーンになるという意味においても、この義務教育学校での枠組みで学校を創っていくということは非常に大きな意味があるのではないかと考えています。

久木元教育長： はい。ありがとうございます。他にご意見はありませんか。

高橋委員： 義務教育学校というかたちであれば、9年間同じ環境で教育を受けることができますので、環境の変化が少なく、それによって生徒達の心的なストレスも軽減されるのではないかと思いますので、いわゆる中一ギャップというようなことを防ぐことに繋がるのではないかと考えます。

久木元教育長： 様々なご意見をいただきました。ご意見をまとめさせていただきますと、規模の問題あるいは地域文化の拠点という性質上の問題、あるいは小中連携の視点から、あるいはこれからの学習指導要領の発展性の話、そしてあと中一ギャップと申しますか、そういった連携の話、等々ですね様々な視点でご意見有ったかと思えます。そういったものを踏まえまして、全ての委員が義務教育学校にご支持いただいたものと存じますがよろしいでしょうか。それでは、お諮りいたしたいと思えます。門真市立第四中学校区小中一貫校は、令和8年4月開校を目指すこととし、義務教育学校とすることにご異議ございませんか。

[全委員異議なく、可決]

日程第5

議案第3号 門真市情報通信技術を活用した行政の推進に関する
条例の施行に関する門真市教育委員会規則の制定に
ついて

説明者 十河教育総務課長

議案書8ページからをご覧ください。

本規則につきましては、「門真市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」の施行に関し必要な事項を定めるものであり

ます。

本条例の趣旨といたしましては、門真市教育委員会を含めた、市の実施機関に係る手続等を、オンライン化や電子化で行うために必要となる事項を定めることにより、市民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与するために制定されたものでございます。規則の内容といたしましては、門真市規則である「門真市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則」の例によると規定いたしております。

続きまして、10ページからをご覧ください。

門真市規則を参考に掲載いたしております。内容といたしましては、第1条で趣旨を、第2条で用語の定義を規定し、第3条、第4条では電子情報処理組織による申請等について、12ページの第5条、第6条では電子情報処理組織による処分通知等について規定いたしております。また13ページの第7条、第8条では電磁的記録による縦覧、作成等について規定し、第9条では適用除外を、第10条～第13条では、添付書面等の省略、様式の特例、その他の手続等、細目を規定いたしております。最後に、9ページにお戻りください。今回制定する、教育委員会規則の附則といたしまして、

この規則は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

[全委員異議なく、可決]

日程第6

議案第4号 門真市立学校園職員の勤務時間に関する規則の一部
改正について

説明者 川谷学校教育課参事

議案書15ページからでございます。

本件につきまして、中学校に勤務する学校園職員の勤務時間の割振りを変更するにあたり、本規則を改正しようとするものです。

改正の内容でございますが、議案書16ページをご覧ください。

別表（第3条関係）におきまして、中学校の勤務時間の割振りを午前8時15分から午後4時45分のところを午前8時30分から午後5時までに変更しております。

最後に、附則といたしまして、本規則は令和4年4月1日から施行することといたしております。

[全委員異議なく、可決]

日程第7

議案第5号 門真市立小学校及び中学校におけるきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例施行規則の一部改正について

説明者 川谷学校教育課参事

議案書17ページからでございます。

本件につきまして、中学校に勤務する任期付市費負担教員の勤務時間の割振りを変更するにあたり、本規則を改正しようとするものです。

改正の内容でございますが、議案書18ページをご覧ください。

別表第2（第5条関係）におきまして、中学校の勤務時間の割振りをこれまでは午前8時15分から午後4時45分のところを、午前8時30分から午後5時までに変更しております。

最後に、附則といたしまして、本規則は令和4年4月1日から施行することといたしております。

[全委員異議なく、可決]

日程第8

議案第6号 門真市附属機関に関する条例の一部改正の申出について

説明者 十河教育総務課長

本件につきましては、「(仮称)門真市立第四中学校区小中一貫校基本設計業務委託事業者選定委員会」及び「門真市就学支援委員会」を設置することに伴い、所要の改正を行うものであります。

それでは、議案書20ページをご覧ください。

「(仮称)門真市立第四中学校区小中一貫校基本設計業務委託事業者選定委員会」につきましては、第四中学校区の小中一貫校整

備に向けた基本設計業務の委託事業者を選定するにあたり、本附属機関を新たに設置いたすものであります。

次に「門真市就学支援委員会」につきましては、特別な支援及び配慮を要する幼児、児童及び生徒の就学先または進学先の決定に係る助言を行うために必要な事項についての調査審議に関する事務を行うにあたり、本附属機関を新たに設置するものであります。

なお、附則第1項といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行する。

また、附則第2項といたしまして、本条例の改正に伴い、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の一部改正として、別表の委員報酬を追加規定いたしております。

[全委員異議なく、可決]

日程第9

議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の申出について
説明者 高山学校教育課長

それでは、議案書22ページをお願いいたします。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づき、地域住民や保護者などが学校運営に参画する学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を設置するにつき、委員の報酬について規定するため、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の一部改正を行うものであります。報酬は、学識経験者が1回あたり8,400円、その他の委員が1回あたり1,000円でございます。

なお、附則といたしまして、施行日を令和4年4月1日としております。

[全委員異議なく、可決]

日程第10

議案第8号 令和3年度教育費補正予算の見積り申出について
説明者 十河教育総務課長

それでは、まず、歳出のご説明をいたしますので、議案書26ページをご覧ください。

款：教育費・項：小学校費・目：学校管理費1,665万円の追加は、国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づく令和3年度補正予算第1号等を活用し、小学校における新型コロナウイルス感染症拡大防止のための環境整備に係る、消耗品費及び備品購入費等の歳出予算を計上いたしております。

次に、議案書27ページをご覧ください。

款：教育費・項：中学校費・目：学校管理費810万円の追加は、小学校と同様、国の補正予算を活用し、中学校における新型コロナウイルス感染症拡大防止のための環境整備に係る費用の歳出予算を計上いたしております。

次に歳入についてであります。議案書25ページをご覧ください。

款：国庫支出金・項：国庫補助金・目：教育費国庫補助金1,237万5千円の追加は、学校予算配当事業（新型コロナ対策）に充当するための学校保健特別対策事業費補助金を計上いたしております。

次に、款：府支出金・項：府補助金・目：教育費府補助金96万2千円の追加は、上野口小学校において、予算流用により緊急的に実施した階段昇降機の整備に係る、市町村医療的ケア等実施体制サポート事業補助金を計上いたしております。

最後に、28ページをご覧ください。繰越明許費の追加でございます。

款：教育費・項：小学校費、学校保健特別対策事業1,665万円、及び項：中学校費、学校保健特別対策事業810万円につきましては、それぞれ令和4年度に繰り越すものであります。

[全委員異議なく、可決]

日程第11

議案第9号 令和4年度教育費当初予算の見積り申出について
説明者 鈴木教育部長

まず、教育関係予算の歳出についての概略につきまして、ご説明いたします。

なお、本教育関係予算には、市長部局へ補助執行している幼稚園関係、社会教育関係の予算も含んでおります。

令和4年度当初予算は対前年度3億9,665万5千円の増額で、32億6,143万3千円となっており、引き続き教育予算に重点をおいた予算編成となっております。

また、歳入につきましても対前年度4億1,734万2千円増額の8億172万8千円となっております。

それでは、令和4年度の教育費当初予算の内容につきまして、議案書31ページから32ページの歳出をご覧ください。

1項. 教育総務費に関しまして、(1)教育委員会費は、委員会定例会等を運営する事業等に係る経費を計上しております。(2)事務局費は、学校適正配置推進事業、教育のICT環境整備事業、GIGAスクール構想推進事業等に対する事業等に係る経費を計上しております。(3)教育振興費は、中学生放課後学習支援 Kadoma 塾事業、きめ細かな指導を実現する環境づくり事業、学校運営協議会(コミュニティスクール)設置推進事業に係る経費を計上しております。(4)人権教育推進費は、人権教育推進支援事業に係る経費を計上しております。(5)教育センター費は、適応指導教室等運営事業、学力向上事業等に係る経費を計上しております。

次に、2項. 小学校費(1)学校管理費は、小学校施設整備事業、32ページの給食運営事業、水泳授業民間活力導入検討事業等に係る経費を計上しております。次に、32ページをご覧ください。

3項. 中学校費(1)学校管理費につきましては、概ね小学校費と同様の事業を計上しております。(2)学校建設費につきましては、門真はすはな中学校施設建設費の割賦払金となっております。

次に、4項. 幼稚園費(1)幼稚園管理費につきましては、公立幼稚園の運営にかかる公立幼稚園運営事業を計上しております。(2)教育振興費は、保育所等給食費補助事業のうち幼稚園関係に係る経費等を計上しております。

次に、5項. 社会教育費(1)社会教育総務費につきましては、社会教育振興事業等に係る経費を計上しております。(2)青少年費は、子どもの安全見守り事業、二十歳のつどい事業、めざせ世界へはばたけ事業、地域学校協働本部事業等に係る経費を計上しております。

次に、6項. 保健体育費(1)保健体育総務費につきましては、

学校保健事業、学校体育施設開放事業等に係る経費を計上しております。

続きまして、歳入についてであります。議案書30ページをご覧ください。

1項. 負担金（1）教育費負担金は、日本スポーツ振興センターが実施する「学童災害共済制度」に加入する負担金のうち保護者負担分となっております。

次に、2項. 使用料（1）教育使用料は、幼稚園使用料、学校施設設備使用料が主な内容となっております。

次に、3項. 国庫負担金（1）教育費国庫負担金は、国の幼児教育・保育の無償化に伴う子育てのための施設等利用給付費交付金となっております。

次に、4項. 国庫補助金（1）教育費国庫補助金は、小学校のトイレ改修工事の交付金、GIGAスクール構想推進事業実施に伴う公立学校情報機器整備費補助金が主な内容となっております。

次に、5項. 府負担金（1）教育費府負担金は、国の幼児教育・保育の無償化に伴う子育てのための施設等利用給付費交付金となっております。

次に、6項. 府補助金（1）民生費府補助金は、子どもの貧困緊急対策事業費補助金に係る経費を計上しております。

次に（2）教育費府補助金は、総合相談事業交付金、教育コミュニティづくり推進事業費補助金が主な内容となっております。

次に、7項. 基金繰入金（1）教育振興基金繰入金は、学校適正配置推進事業等に充当するための経費を計上しております。

次に、8項. 雑入（1）雑入は、給食用廃油売却代金、賠償保険金、給食棟設備等使用料等が主な内容となっております。

次に、9項. 市債（1）教育債は、小中学校の施設改修工事及び、新校建設に伴う教育債が主な内容となっております。

続きまして、債務負担行為についてでございます。33ページから34ページをご覧ください。

（仮称）新統合学校整備に伴う仮設校舎他整備事業、学びの場づくり支援他業務委託、海外派遣研修業務委託（11）等、全9件について、それぞれ、期間及び限度額を定めるものであります。

続きまして、地方債についてでございます。35ページをご覧ください。

学校教育施設等整備につきまして、主に小学校、中学校におけ

る屋上防水改修整備工事等を実施することに伴い、限度額、起債の方法等を定めるものであります。

[全委員異議なく、可決]

日程第12

諸報告

久木元教育長より、諸報告については報告をした後、質疑応答となる旨説明があった。

番号1 門真市校区問題委員会運営要綱の廃止について
説明者 湯川教育企画課長補佐

諸報告資料の4ページをご覧ください。

これまで、市内の小学校および中学校の通学区域、いわゆる校区を変更する際に調査審議する組織として「門真市校区問題委員会」を設置しておりました。しかしながら、平成12年度に学校の適正配置を実施して以来、学校の配置と合わせて校区についても審議してきた実態があることから、今後は「門真市学校適正配置審議会」に役割を統合することとし、令和4年3月31日をもって本委員会を廃止するものでございます。

番号2 令和3年度当初教職員数の見通し等について
説明者 川谷学校教育課参事

まず、教職員数の算定基礎となる学級数についてですが、現時点において、小学校につきましては、通常学級が現在の151学級から4学級減の147学級となっております。支援学級については、今年度から2学級増の71学級を見込んでおります。教職員数は加配等も含め3名の減少を見込んでおります。

中学校につきましては、通常学級は現在の68学級から2学級減の66学級を見込んでおります。支援学級については、今年度から増減なしの29学級を見込んでおります。教職員数については、加配等も含め3名の減少を見込んでおります。

続きまして、教職員の過欠員の状況についてですが、小学校におきましては、今年度の定数内講師の退職26名、定年退職1名、普通退職4名による退職予定者が31名となっております。

なお、新規採用教員については5名の配置予定となっており、その他の要因を含め、欠員補充講師については、現時点で26名の任用を予定しております。

中学校につきましては、定数内講師の退職34名、定年退職5名、特別退職1名、普通退職2名による退職予定者が42名となっております。

新規採用教員については8名の配置予定となっており、欠員補充講師については、現時点で37名の任用を予定しております。

なお、現時点では、教員の様々な加配等については未確定であり、児童生徒数についても、転入・転出等で毎日のように変動しており、今後の動きによって、学級数、教員数が変わってまいります。学級数確定が微妙な学年もありますので、引き続き調査を実施し、児童生徒数の精査に努め、3月中旬には学級数を確定し、人事異動事務を行う予定としております。講師の確保につきましても努めてまいりたいと考えております。

次回、3月の教育委員会におきましては、教職員人事もほぼ確定していると考えられますので、教職員人事異動の概要につきまして、資料を作成の上、再度報告させていただく予定でございます。

—すべての報告が終了—

久木元教育長

閉会宣言 午後2時17分

門真市教育委員会会議規則第24条の規定により署名する。

門真市教育委員会

教 育 長 久木元 秀平

署名委員 松宮 新吾